

(第13号議案)

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																
<p>第1条 (略) (給料の額)</p> <p>第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">区長</td> <td style="text-align: right;">1,254,600円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;">1,007,100円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">882,800円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">802,100円</td> </tr> </table> <p>第3条・第4条 (略) (支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の189</u>、常勤の監査委員にあつては<u>100分の166.5</u>を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この条例は、令和6年3月1日から施行する。</p>	区長	1,254,600円	副区長	1,007,100円	教育長	882,800円	常勤の監査委員	802,100円	<p>第1条 (略) (給料の額)</p> <p>第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">区長</td> <td style="text-align: right;">1,242,400円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;">997,300円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">874,200円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">799,700円</td> </tr> </table> <p>第3条・第4条 (略) (支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の184</u>、常勤の監査委員にあつては<u>100分の161.5</u>を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	区長	1,242,400円	副区長	997,300円	教育長	874,200円	常勤の監査委員	799,700円
区長	1,254,600円																
副区長	1,007,100円																
教育長	882,800円																
常勤の監査委員	802,100円																
区長	1,242,400円																
副区長	997,300円																
教育長	874,200円																
常勤の監査委員	799,700円																

(参 考)

第2条関係

	区長	副区長	教育長	常勤の監査委員
現 行	1,242,400	997,300	874,200	799,700
改正案	1,254,600	1,007,100	882,800	802,100
差	12,200	9,800	8,600	2,400

第5条関係

中野区長、副区長及び教育長

	6月	12月	年間
現 行	184/100	184/100	368/100
改正案	189/100	189/100	378/100
差	5/100	5/100	10/100

常勤の監査委員

	6月	12月	年間
現 行	161.5/100	161.5/100	323/100
改正案	166.5/100	166.5/100	333/100
差	5/100	5/100	10/100